

## 「健康あだち21（第三次）行動計画」の策定に伴うパブリックコメントの実施結果および意見に対する区の考え方について

### 1 実施期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月23日（火）

### 2 募集結果

(1) 意見提出者数・意見件数 2名（3件）

(2) 提出方法

ア 区ホームページの意見受付フォーム 2名（3件）

イ FAX 0名

ウ 郵送 0名

エ 窓口への持参 0名

### 3 意見の構成

内容	件数
第1章 計画の概要	0
第2章 糖尿病対策アクションプラン2	0
第3章 糖尿病対策と共に推進する健康づくり	3
第4章 成果指標と具体的な事業	0
第5章 資料編	0
その他	0
合計	3

### 4 意見に対する区の考え方

別紙のとおり

**いただいた意見に対する区の考え方**  
**(「健康あだち21(第三次)行動計画」の策定)**

No	意見の概要	区の考え方
<b>第3章 糖尿病対策と共に推進する健康づくり</b>		
1	<p>成人の喫煙率目標や、受動喫煙の機会を有するものの割合についての記載があり、区民の健康を考える上で大事なことではあるが、たばこ事業者への配慮もお願いしたい。</p>	<p>健康あだち21(第三次)行動計画は、「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を目標として、区民等と協働・協創して取り組む健康づくりの活動計画です。その中で、区としては禁煙を押し進めているわけではなく、喫煙の正しい知識について十分な情報提供をした上で、受動喫煙防止対策に重点を置いた取り組みを考えており、決してたばこそのものの販売を制限するものではございません。禁煙したい人への治療支援や特に子どもや妊婦の健康を守るために受動喫煙の啓発等を行ってまいります。ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>
2	<p>たばこ税の一部を活用して、喫煙所が足りていないエリアなどに喫煙所を多く設置していただきたい。</p>	<p>健康あだち21(第三次)行動計画は、区民等と協働・協創して取り組む健康づくりの活動計画です。公衆喫煙所につきましては、別途足立区公衆喫煙所設置要綱に基づき、喫煙者の状況、区民の方々からのご意見、設置スペースの有無等、多角的に検討を行った上でエリアを決定し、整備を行っております。ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>
3	<p>飲食店や駅前で喫煙場所が減っている中で、家庭内まで制限されることは大変厳しい。</p>	<p>特に子どもや妊婦の健康を守るためには、区全体で受動喫煙防止対策に取り組むことが重要と考えておりますので、場所を特定した記載はし</p>

		ておりません。ご理解のほどよろしく お願い致します。
--	--	-------------------------------